

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案要綱

第一 道路運送車両法の一部改正

一 指定自動車整備事業制度の活用範囲の拡大

貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものについて、新規検査又は予備検査及び新規登録の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出をすることにより、国土交通大臣への現車提示を省略できるものとする。

(第七条第三項及び第九十四条の五第七項関係)

二 自動車の所有者からの申請による自動車登録番号標の交換

国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があったときは、これを認めるものとする。

(第十一条関係)

三 自動車登録番号標等の表示の義務

自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方

法により表示しなければ、運行の用に供してはならないものとする。

(第十九条関係)

#### 四 独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査

国土交通大臣は、自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査(以下「確認調査」という。)を独立行政法人自動車総合技術機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(第二十四条の二関係)

#### 五 装置製作者等に対する報告及び検査

国土交通大臣は、改善措置の勧告及び届出の施行に必要な限度において、自動車の装置のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるもの等を製作し、又は輸入した装置製作者等に対し、報告及び検査を行うことができるものとする。

(第六十三条の四関係)

#### 六 自動車の型式指定制度の合理化

1 国土交通大臣は、申請により、自動車の車枠又は車体及びその他の装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの(以下「共通構造部」という。)をその型式について指定するものとする。

(第七十五条の二第一項関係)

2 型式について指定を受けた共通構造部は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合しているものとみなすものとする。こと。  
(第七十五条第三項関係)

3 外国が行う指定に相当する認定その他の証明を受けた特定の共通構造部については、自動車の型式の指定に際し、国土交通大臣の指定を受けたものとみなすものとする。こと。

(第七十五条の二第六項関係)

4 共通構造部の型式の指定の申請をした者は、指定を受けた共通構造部に、当該指定を受けた旨を示す表示を付すことができるものとする。こと。  
(第七十五条の四第一項関係)

5 国土交通大臣による指定を受けた型式の共通構造部以外には、当該指定を受けたものであることを示す表示またはこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする。こと。

(第七十五条の四第二項関係)

## 七 その他

1 回送運行許可証について、その有効期間(現行一年以内)を削り、回送運行の許可の有効期間(現行五年以内)に統一するとともに、回送運行の許可の有効期間が満了したとき若しくは許可を取り消

されたとき又は回送運行許可証の返納命令を受けたときは、交付を受けている回送運行許可証等を、五日以内（現行三日以内）に地方運輸局長に返納しなければならないものとする。

（第三十六条の二関係）

2 自動車等の型式について指定を申請する者は、実費（型式の指定に係る機構の審査に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、当該審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならないものとし、当該手数料で機構に納められたものは機構の収入とするものとする。

（第百二条関係）

3 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする。

## 第二 自動車検査独立行政法人法の一部改正

### 一 法律の名称

法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めるものとする。

（第一条関係）

### 二 独立行政法人の名称

独立行政法人自動車技術総合機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行

政法人の名称を、独立行政法人自動車技術総合機構とするものとする。 (第二条関係)

### 三 機構の目的

機構は、自動車保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とするものとする。 (第三条関係)

### 四 資本金

機構の資本金は、独立行政法人自動車技術総合機構法附則第五条第二項及び道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第十二条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とするものとする。 (第五条関係)

### 五 役員

1 機構に、役員としてその長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事五人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、理事の中から、六の(一)に掲げる業務(道路運送車両法

第七十五条の五第一項に基づき行うものに限る。）、六の(二)、(四)及び(五)に掲げる業務並びにこれらに  
附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表するものとする事。

(第七条関係)

## 六 業務

機構は、三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする事。

- (一) 自動車、共通構造部及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行う事。
- (二) 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行う事。
- (三) 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う事。
- (四) 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行う事。

(五) (四)に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(六) (一)から(五)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第十二条関係)

### 七 区分経理

機構は、六の(一)から(三)までに掲げる業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならぬものとする。

(第十五条の二関係)

### 八 その他

その他所要の改正を行うものとする。

## 第三 附則

### 一 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の五の改正は公布の日から、第一の一及び二の改正は平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日からそれぞれ施行するものとする。

(附則第一条関係)

### 二 確認調査に関する経過措置

国土交通大臣は、第一の四にかかわらず、平成三十年四月一日（以下「指定日」という。）の前日までは、政令で定める区域内に使用の本拠の位置を有する自動車の登録に関する確認調査を自ら行うものとする。

（附則第二条関係）

### 三 職員の引継ぎ

施行日の前日又は指定日の前日において現に国土交通省の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日又は指定日において、それぞれ機構の職員となるものとする。

（附則第四条関係）

### 四 国の有する権利義務の承継

施行日の前日又は指定日の前日において、第二の六の(三)に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、施行日又は指定日において、それぞれ機構が承継するものとする。

（附則第九条関係）

### 五 国有財産の無償使用

国土交通大臣は、施行日の前日又は指定日の前日において現に自動車の登録に関する確認調査に使用

されている国有財産であつてそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構に無償で使用させることができるものとする事。

(附則第十条関係)

#### 六 研究所の解散等

独立行政法人交通安全環境研究所は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は機構が承継するものとする事。

(附則第十一条関係)

#### 七 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする事。